

更生訓練費の給付について

障害福祉サービス（就労移行支援事業、自立訓練事業）を利用している方に、訓練を受けるために必要な文房具、参考書等の消耗品費等や、通所する際に必要となる交通費を支給します。

【対象者】

自立訓練（機能訓練）、就労移行支援または就労継続支援 A 型の支給決定を受け利用している方で、利用者負担額が生じない方

【支給額】

障害福祉サービス 事業区分	訓練のための経費（月額）		通所のための経費
	従事日 15 日以上	従事日 15 日未満	
自立訓練	6,300 円	3,150 円	通所日数×280 円と 実際にかかった交通費 のどちらか少ない方の 額 ※事業所より交通費が 支給されている場合 は、差し引いた金額と 比較してください
就労移行（あん 摩・はり・きゅう 科）	14,800 円	7,400 円	
就労移行（あん 摩・はり・きゅう科 以外）	3,150 円	1,600 円	
就労継続支援 A 型			

※就労継続支援 A 型は、通所のための経費補助のみ対象です。

【請求時期】

訓練を実施した月の翌月 10 日までに請求書を提出してください。

請求いただいた月の月末までに、指定の口座に振込します。

なお、年度（4月1日～3月31日）を遡っての請求はできません。

（前年度分に発生した請求の最終締切は4月10日となります）

【請求に必要なもの】

更生訓練費請求書（必ず事業所の証明印をもらってください）

※請求書は、必要に応じてコピーをお取りになりご利用ください。

【提出先】〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

三郷市役所 障がい福祉課 障がい福祉係（Tel 048-930-7778）